

令和 4 年度
大分県後期高齢者医療広域連合
健康診査の手引き

大分県後期高齢者医療広域連合

令和 4 年度
大分県後期高齢者医療広域連合
健康診査における変更点について

令和 4 年度の後期高齢者医療制度の健康診査について、検査項目に変更はありません。ただし、請求に関する事項について下記のとおり取扱いを変更いたしますので、ご注意下さい。

○令和 3 年度から変更した検査項目の検査漏れに係る請求について

令和 3 年度より変更した下記項目の検査漏れ等が散見されます。
令和 4 年度からの検査漏れに係る請求は以下のとおり取扱います。

- ・空腹時または随時血糖の検査漏れ
- ・ヘモグロビン A1c の検査漏れ



請求を返戻いたします。

※実施医療機関におかれましては、ご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合の健康診査について

1 健康診査について

(1) 実施方法について

① 健康診査（健診）の実施

- 健診実施機関（健診実施機関の代表機関「大分県医師会」）へ委託
（契約方法は、集合契約と同様の方法）

※ 契約は、健診実施機関の代表機関（大分県医師会）と締結します。
健診実施機関は、大分県医師会に委任状を提出・・・P7 参照
市町村から集団健診等を委託されている健診実施機関は、別途広域連合
へ見積書の提出が必要・・・P8 参照

② 費用決済・健診データの管理

- 大分県国民健康保険団体連合会（国保連合会）へ委託
「特定健診等データ管理システム」を活用

(2) 委託の範囲について

① 健診実施機関への委託内容

- 健診の実施（受付事務含む・・・受診券及び被保険者証の確認）
 - ・問診は後期高齢者の質問票に従って健診受診時に実施
広域連合から、質問票の事前送付は行いません。
 - ・質問票様式は後期高齢者の質問票の項目を網羅した内容で、各健診実施機
関において作成（質問票様式の要請があれば広域連合より送付）

健康診査の受診時における受診券及び被保険者証の確認について

受診券、被保険者証のどちらか一方を持参した場合、もしくは両方を持参
していない場合は、受診者への健康診査は年1回の受診となっている旨の確
認を行い、受診者本人の同意を得た上で、広域連合への照会により受診して
いただくようお願いいたします。

すでに他機関で受診済みの方、健診除外対象者のため当初から受診券を交
付していない方、広域連合の被保険者ではない方などがいますので、健診を
実施する前に必ず広域連合にご照会いただくよう、ご協力お願いします。

また、受診者が持参した受診券の回収にご協力下さい。

- 健診データの報告及び健診費用の請求
 - ・ 国保連合会へ健診データの報告及び健診費用の請求（「特定健診等データ管理システム」を活用）・・・方法については、国保連合会へ
 - ・ 大分県後期高齢者医療広域連合の保険者番号「**39440003**」により国保連合会へ健診データの報告及び費用の請求。
- 健診受診者への健診結果の送付
 - ・ 各健診実施機関から健診受診者へ健康診査受診結果の送付
健診実施機関の様式で可

② 国保連合会への委託

- 健診実施機関への健診費用の支払
- 広域連合への健診データの報告及び費用の請求
- 健診データの管理
- 受診券の発行

（３） 対象者について

- 後期高齢者医療制度の被保険者・・・75歳以上の方又は一定の障がいのある65歳から74歳までの方で、申請により広域連合の認定を受けた方
- ※ 特定健康診査を受診した場合は、基本的に対象外としますが、受診希望者については、健診を実施しても差し支えありません。

また、広域連合の被保険者であっても、健診除外対象者のため当初から受診券を交付していない方もいますので、受診者が受診券を持参していない場合にはご注意ください。

手引き P2 の「健康診査の受診時における受診券及び被保険者証の確認について」 をご参照ください。

（４） 健診項目について

- 特定健診の必須項目のうち基本的な項目（腹囲を除く）及び詳細な健診の項目のうち血清クレアチニン検査及び eGFR。広域連合独自の健診項目として、血清アルブミンを実施する。（健診項目・・・P9 参照）
 - ・ 問診（後期高齢者の質問票…P10 参照）は、受診当日に実施する。

(5) 健康診査の実施期間及び場所

- 個別方式及び市町村の特定健診の集団方式で、受診してもらう。
受付等の事務は、健診実施機関で実施する。
- 集団方式・・・市町村の特定健診と同じ期間・場所
- 個別方式・・・広域連合が契約している健診実施機関にて受診者が個々に受診
予約が必要な場合は、個々に受診者が予約する。
実施期間は年度末（3月31日）までとする。

※新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が大分県で発令された場合、
宣言期間中の健診は中止します。

(6) 健診の委託料単価について

- 健診の委託料（契約単価）は、健診単価と事務費を含めた金額
 - ・ 集団方式（巡回、施設）の場合は各健診機関で県内一律の健診単価
 - ・ 個別方式の場合は、特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による健診単価と同額

(7) 受診者の負担金について

- 有効期限内 1回のみ無料

(8) その他

- 委託内容等及び健診の流れ・・・P11～12 参照

2 保健指導（健康相談）について

健康診査に関する保健指導については、広域連合では対応しておりませんので、市町村へ健康相談窓口の確保をお願いしています。

後期高齢者に対する保健指導については、若人と同様に行動変容のための保健指導を行うのではなく、本人の求めに応じて、健康相談、指導の機会を提供することが示されており、市町村が健康増進法に基づき相談、指導の体制を整えることが求められています。

3 市町村への依頼事項について

項 目	内 容
健診の広報・周知	健診について、市町村広報紙等により健診の項目・日時・場所等を周知する。 ※ 特定健康診査を受診した人は、健診の必要がないことも同時に周知する。
健診の実施	実施場所の提供と健診の予約が必要な場合は、後期高齢者被保険者も含めた予約等の受付 (特定健診等の市町村が行う健診事業と同時)
健診後の相談	健康増進法に基づく健康相談を実施（相談窓口の確保）

4 その他

○受診券について

- ・ 受診券の様式（オレンジ色のハガキを予定）は、後日、大分県医師会を通じてご連絡します。

・ 受診券の発送時期については、当初発送分（令和4年6月1日以前の75歳到達者）を各市町村の健診開始時期に合わせて、4月中旬から5月下旬にかけて発送する予定です。また令和4年6月2日以降の75歳到達者については、誕生日の前月に被保険者証に同封して送付します。なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により、受診券を発送する時期を遅らせる場合がありますので、その際は通知します。

○血清クレアチニン（eGFRを含む）及び血清アルブミン検査について

- ・ 単価表では、基本的な検査項目の「生化学検査」とし、単価の変動はありませんが、請求データに記載する際は、「追加健診」での記載をお願いします。

○健診費用の請求について

・ 健診費用の請求先は国保連合会ですが、契約している健診費用単価と異なる金額で請求される医療機関が散見されます。特に、同じ市町村でも後期高齢者医療の健康診査と市町村国保等の特定健診とで費用額が異なる場合に、請求誤りや血清アルブミン検査及び「後期高齢者の質問票」など検査項目の測定漏れが見られます。

国保連合会でエラーチェックができないパターンもあり、判明した月以前の費用額を遡及して過誤請求することになりかねませんので、対象年度、保険者、検査項目、請求額をご確認いただいた上で、請求をお願いいたします。なお、検査項目が実施漏れの場合は、請求を返戻いたしますので、健診実施前に検査項目等の確認をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

大分県後期高齢者医療広域連合

事業課 保健係

住 所 〒870-0037

大分市東春日町17番20号

大分第2ソフィアプラザビル6階

TEL 097-534-1771

FAX 097-534-1778

令和 年 月 日

委任状(例)

(代理人) 住 所 大分県大分市大字駄原 2892 番地の 1

氏 名 一般社団法人 大分県医師会

会長 近 藤 稔

私は上記の者を代理人として、次の事項について権限を委任致します。

記

- 1 大分県内で実施する令和 4 年度後期高齢者医療被保険者の健康診査について、大分県後期高齢者医療広域連合との間で健康診査の実施に関する委託契約を締結すること
- 2 上記における各権限の一切を一般社団法人大分県医師会長に委任すること

(委任者) 機 関 番 号

機 関 名

開設者

印

郵便番号 〒

住 所 大分県

電話番号

以上

大分県医師会へ委任状の提出

提出期限 : 令和 4 年 2 月 28 日 (月) まで

市町村から集団健診等を委託されている健診実施機関
令和4年度健康診査委託料見積書 (例)

令和 年 月 日

大分県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 佐藤 樹一郎 殿

地区医師会で取りまとめられる場合は会長名をお願いします。
※ 別紙にて取りまとめられた医療機関名簿の添付をお願いします。

〒
実施機関住所
実施機関名
開設者名
電話番号

印

集団（巡回）・一括（施設）方式健康診査委託料単価（1人当たり）

〇,〇〇〇円

※ 上記金額は消費税を含む

個別方式健康診査委託料単価（1人当たり）

〇,〇〇〇円

※ 上記金額は消費税を含む

広域連合へ見積書の提出

提出期限 : 令和4年2月28日(月)まで

健診等内容表

区分	内容	
診察等	健康状態の調査(認知機能及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		B M I
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
検査	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ -GT(γ -GTP)
	血糖検査	空腹時または随時血糖
		ヘモグロビン A1c
	尿検査	糖
		蛋白
	腎機能検査	血清クレアチニン及び eGFR
	栄養状態検査	血清アルブミン

※ 実施機関は、健康診査終了後速やかに、健康診査受診結果通知票を作成し、受診者に通知する。なお、通知に当たっては、健康診査受診結果通知票と併せて、受診者が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査は、空腹時血糖での検査を基本とするが、健診実施前に食事摂取等により食後 10 時間以上の時間経過が確保できず、空腹時血糖が測定できない場合は、随時血糖を選択すること。

ヘモグロビン A1c は、上記血糖値検査に加えて令和 3 年度から全員実施の項目である。

※ 腎機能検査及び栄養状態検査において、血清クレアチニン（eGFR を含む）及び血清アルブミンについては全員実施の項目とし、請求データは「追加健診」で記載する。

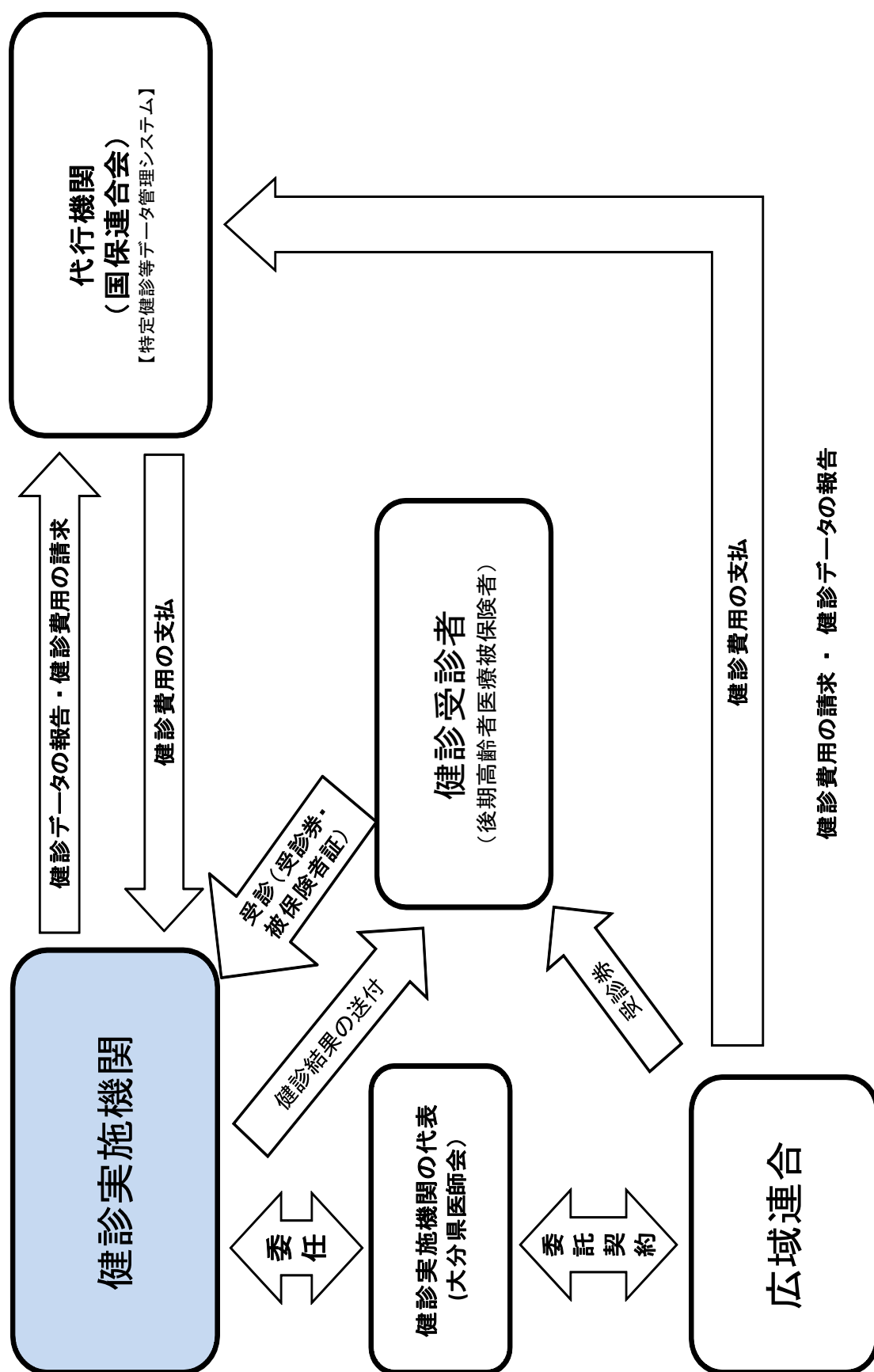
後期高齢者の質問票

	質問文	回答
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が 食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることが ありますか	①はい ②いいえ
6	6カ月間で2～3kg以上の 体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が 遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上 していますか	①はい ②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」 などの物忘れがあると言われていま すか	①はい ②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時が ありますか	①はい ②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いが ありますか	①はい ②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる 人がいますか	①はい ②いいえ

健診実施機関への委託内容等について

項 目	内 容
契 約	・ 健診実施機関の代表機関（大分県医師会）と契約 （特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による） ・ 健診実施機関は、大分県医師会に委任状を提出
委託の範囲	・ 健診の実施（受付事務を含む） ・ 健診受診者へ健診結果の送付 ・ 健診データの送付及び健診費用の請求（国保連合会へ）
健診の対象者	・ 後期高齢者医療の被保険者 （特定健康診査を受診した場合は、基本的に対象外としますが、受診希望者等については、実施可とします。）
健診項目	・ 特定健診の必須項目のうち基本的な項目（腹囲を除く）及び詳細な健診の項目のうち血清クレアチニン検査及びeGFR、また、血清アルブミンを広域連合独自の健診項目とする。（健診項目…P9 参照） ・ 問診（質問票への記入含む）は当日実施
実施期間及び場所	・ 集団方式及び一括（施設）方式は、市町村の特定健診と同じ期間・場所 ・ 個別方式は、広域連合が契約している健診実施機関において受診者が個々に受診（令和5年3月31日まで）
健診の委託料単価	・ 集団（巡回、施設等）方式の場合は県内一律の健診委託料単価 ・ 個別方式の場合は、特定健診のスキームによる集合契約と同様の方法による健診委託料単価と同額 ・ 健診単価に事務費を含めた健診委託料単価 ・ 選択項目において単価（費用）が異なる場合は、それぞれの金額とする。
受診者の自己負担金額	・ 負担金徴収なし
健診費用の請求	・ 代行機関（国保連合会）への請求

健康診査のフロー図



様式集

1 委任状

2 見積書

令和 年 月 日

委 任 状

(代理人) 住 所 大分県大分市駄原2892番地の1

氏 名 一般社団法人 大分県医師会

会長 近 藤 稔

私は上記の者を代理人として、次の事項について権限を委任致します。

記

- 1 大分県内で実施する令和4年度後期高齢者医療の健康診査について、大分県後期高齢者医療広域連合との間で健康診査の実施に関する委託契約を締結すること
- 2 上記における各権限の一切を一般社団法人大分県医師会長に委任すること

(委任者) 医療機関番号

機 関 名

開設者

印

郵便番号 〒

住 所 大分県

電話番号

以上

令和4年度健康診査委託料見積書

令和 年 月 日

大分県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 佐藤 樹一郎 殿

〒

実施機関住所
実施機関名
開設者名
電話番号

印

集団（巡回）・一括（施設）方式健康診査委託料単価（1人当たり）

円

※ 上記金額は消費税を含む

個別方式健康診査委託料単価（1人当たり）

円

※ 上記金額は消費税を含む

健診等内容表

区分	内容	
診察等	健康状態の調査(認知機能及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		B M I
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
検査	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ -GT(γ -GTP)
	血糖検査	空腹時または随時血糖
		ヘモグロビン A1c
	尿検査	糖
		蛋白
	腎機能検査	血清クレアチニン及び eGFR
	栄養状態検査	血清アルブミン

※ 実施機関は、健康診査終了後速やかに、健康診査受診結果通知票を作成し、受診者に通知する。なお、通知に当たっては、健康診査受診結果通知票と併せて、受診者が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査は、空腹時血糖での検査を基本とするが、健診実施前に食事摂取等により食後10時間以上の時間経過が確保できず、空腹時血糖が測定できない場合は、随時血糖を選択すること。

ヘモグロビン A1c は、上記血糖値検査に加えて令和3年度から全員実施の項目である。

※ 腎機能検査及び栄養状態検査において、血清クレアチニン（eGFRを含む）及び血清アルブミンについては全員実施の項目とし、請求データは「追加健診」で記載する。